

I 学生生活の手引

学生生活を送るにあたって

本学では、学生のみなさんが有意義で楽しい学生生活を送ることができるよう、援助・指導するため、さまざまな体制が整えられています。以下の項目には、学生生活を送るにあたって、最低限必要なことを掲載しています。ここではその概要を簡単に説明しておきます。

1. 学生生活関係の委員会組織について …P26

2. 学生生活関係の業務と担当窓口 …P27

3. 学生生活関係の諸届、諸証明と担当窓口 …P29

2. 及び3. は、学生生活上の必要な手続や担当窓口を表示しています。

4. LiveCampus（総合ポータルシステム） …P30

学生生活上の各種手続きを Web 上で行うシステムについて記載しています。

5. 証明書自動発行機 …P31

「通学定期券購入証明書」・「学割証」の利用方法や発行申込方法を記載しています。また、証明書自動発行機について記載しています。

6. 学生への連絡方法等 …P31

学生への連絡は、各担当課・室の掲示板により行いますので、掲示板の場所を確認しておいてください。また、諸連絡に関する注意を掲載しています。

7. 各学類アドバイザー教員制度等 …P33

入学してから卒業するまでの間、安心して学生生活を送ることができるよう指導・助言するアドバイザー教員制度について記載しています。

8. 学生総合相談室 …P33

学生のみなさんが、どうしてもまいか迷ったとき、困ったときに相談できる場所です。ちょっとしたことで、ご相談ください。

9. アクセシビリティ支援室 …P35

心身に疾患や障がいのある方に学生生活上の支援を行うための場所です。合理的配慮を希望する場合もご相談ください。

10. 拾得物、紛失物及び盗難の取扱い …P36

落とし物を拾った時、自分が落とし物をした時、また、盗難にあった時にどうすればよいか掲載しています。

11. 学生の掲示物、ビラ等の取扱い …P37

サークル、ゼミなどで他の学生にお知らせ事項がある場合は、学生用掲示板や電子掲示板を使用することができ、そのルール等を記載しています。

12. 通学定期券購入証明書等 …P37

13. 構内交通と交通事故防止 …P39

本学では、学内において、安全に過ごせるようにするために、本学独自の交通ルールが制定されています。

14. 学生の自主的学習環境（自習スペース） …P43

学生が自習できるスペースについて掲載しています。

15. 授業料の納入 …P43

授業料の納入方法や時期について記載しています。

16. 安全、安心な学生生活を送るために …P45

17. 反社会的カルト宗教団体や過激派団体（極左暴力集団）に要注意 …P46

18. 悪質商法・詐欺等に要注意 …P49

19. ソーシャルメディア利用について …P52

20. JR在来線運休時の帰宅方法について …P54

21. 感染症への対策 …P56

22. キャンパス内全面禁煙 …P57

23. 大学生の飲酒 …P58

24. 薬物乱用について …P59

17. ～24. では、学生生活上の注意すべき点を記載しています。

25. 火災対応 …P60

26. 地震発生時の初動マニュアル・原子力発電所事故対応行動マニュアル …P61

27. 放射線ガイド …P68

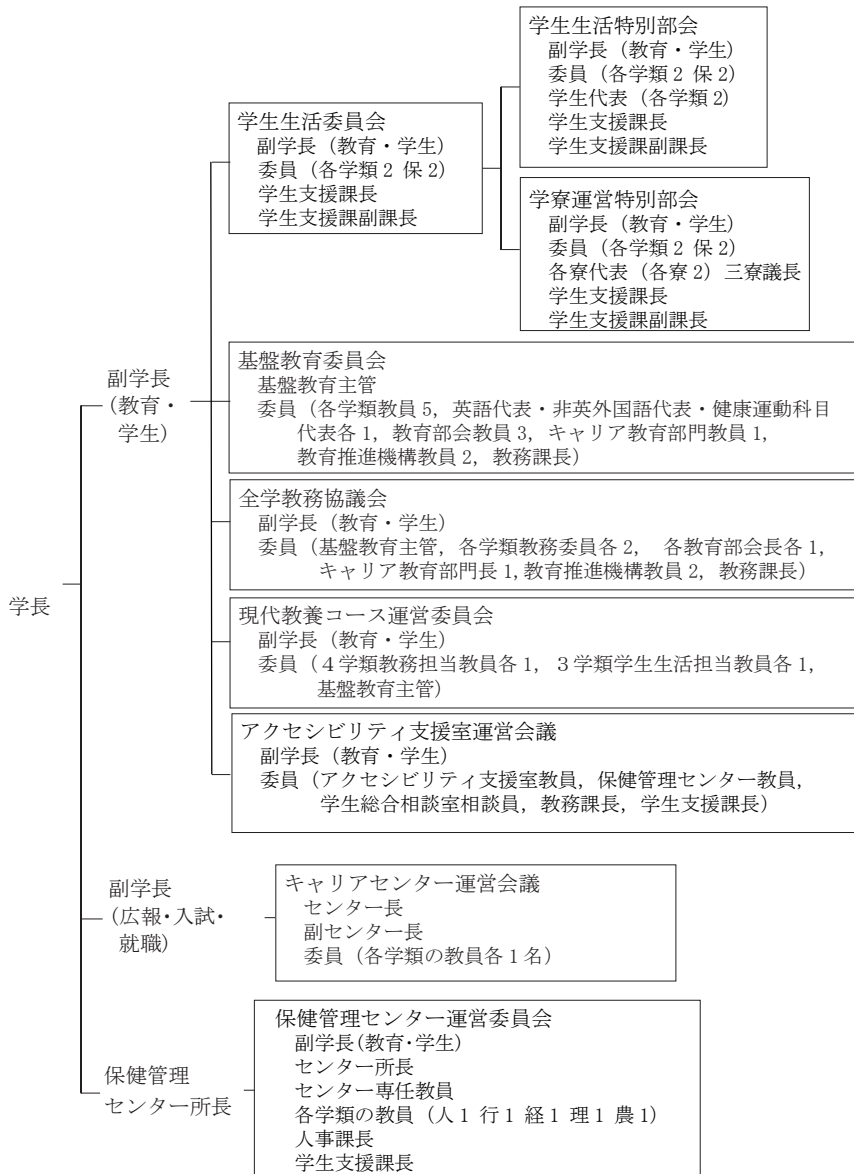
25. ～27. では、危機管理について記載しています。災害時に落ち着いて行動するための手引きとなるものです。

28. ハラスメントの防止と対策 …P71

ハラスメントの考え方、本学のハラスメント防止の取組み、ハラスメントを受けた場合の対処方法などを記載しています。

29. 教育研究費の不正防止対策について …P76

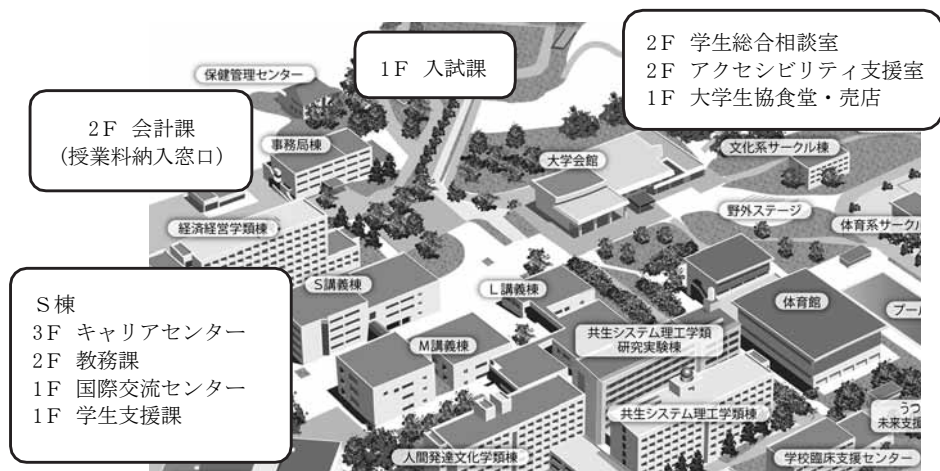
1 学生生活関係の委員会組織について



2 学生生活関係の業務と担当窓口

学生生活関係業務の種別と内容		担 当 窓 口
学生 の 身 上 関 係	学生の入学，休学，退学，除籍，復学，転学，卒業及び修了に関する事	教 務 課
	学生証に関する事	
	学生の身上（誓約書，住所等）に関する事	学 生 支 援 課
	通学証明書の発行に関する事	
	学生の賞罰に関する事	
教 務 関 係	履修に関する事	教 務 課
	正規試験に関する事	
	共通講義棟の管理に関する事	
	修学指導に関する事	
	教員免許状に関する事	
	教育実習，介護等体験に関する事	
	科目等履修生，研究生等に関する事	
	学籍簿作成等に関する事	
	成績証明書等教務に関わる諸証明書の発行に関する事	
	大学院学生に関する事	
福 利 厚 生 関 係	学寮の管理運営に関する事	学 生 支 援 課
	入寮選考に関する事	
	奨学生及び奨学金に関する事	
	就職・進路に関する事	キャリアセンター
	アルバイトに関する事	
	学生の健康管理，健康相談に関する事	保健管理センター
	学生の教育研究災害傷害保険等に関する事	大 学 生 協

学生生活関係業務の種別と内容		担 当 窓 口
課 外 活 動 ・ そ の 他	学生団体に関すること	学 生 支 援 課
	課外活動に関すること	
	大学会館，課外活動施設，体育施設の管理運営に関すること	
	課外活動物品等貸出に関すること	
	学生の集会，行事，掲示等，ビラに関すること	
	拾得物，紛失物，盗難等に関すること	
	学生の車両登録及び構内交通に関すること	
	学生生活に関するカウンセリング	学 生 総 合 相 談 室
	修学上の支援（合理的配慮）に関すること	ア ク セ シ ビ リ テ ィ 支 援 室
授 業 料 等 関 係	入学科・授業料の免除・徴収猶予に関すること	学 生 支 援 課
	授業料の徴収等に関すること	会 計 課
	寄宿料の免除に関すること	学 生 支 援 課
	寄宿料の徴収に関すること	会 計 課
留 学 関 係	留学に関すること	国際交流センター
	留学生に関すること	



3 学生生活関係の諸届，諸証明と担当窓口

学生生活関係の諸届，諸証明の種類		担 当 窓 口
学生 の 身 上 関 係 他	学生データ(住所，連絡先，メール等)の登録・変更 ※1	教 務 課
	学生証再発行願 ※2	
	改姓・改名届	
	休学願，復学願，退学願，再入学願	
教 務 関 係	履修登録 ※1	教 務 課
	追試験願	
	単位修得証明書	
福 利 厚 生 関 係	学寮の退寮願	学 生 支 援 課
	日本学生支援機構及び各種奨学金の願書	
	日本学生支援機構所定の進学届，在学届等	
	特約厚生施設の使用願	
課 外 活 動 ・ そ の 他	学生団体届	学 生 支 援 課
	課外活動施設・体育施設使用許可願	
	合宿研修施設使用許可願	
	課外活動物品借用願	
	課外行事後援申請願，公共施設等使用料減免申請願	
	紛失届，拾得物届，盗難届	
	学生の入構・駐車許可証交付申請書	
	学生団体旅行（運賃割引）申込書	
	通学証明書（教育実習生を含む）	
授 業 料 等 免 除 関 係	海外渡航届（学生用）	国際交流センター
	入学科・授業料免除願	学 生 支 援 課
	授業料徴収猶予願	
	寄宿料免除願	
就 職 関 係	志望調査登録（3年次生全員）※1	キャリアセンター
	進路確定報告（4年次生進路決定の際）※1	
	就職試験報告（4年次生進路決定の際）※1	

◆証明書自動発行機で発行する証明書一覧◆

証 明 書 の 種 類	担 当 窓 口
在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、修了見込証明書、 教員免許状取得見込証明書、健康診断証明書	教 務 課
J R旅客運賃割引証（学割証）	学 生 支 援 課
通学定期乗車券購入用証明書（J R）	

注 自動発行機の故障等については、教務課に連絡してください。

- ・諸届、諸証明書等は、担当窓口所定の用紙を用いてください。
- ・諸証明書は原則として申し込みの翌日以降に交付します（自動発行機で発行する証明書を除く）ので、余裕を持って担当窓口に申し込んでください。

※1 LiveCampus での登録となります。

※2 学生証再発行には実費が必要です。

4 LiveCampus（総合ポータルシステム）

本学では、学生の履修登録をはじめ、学生へのお知らせ（掲示板と同様）、学生の呼び出しなどを Web 上で行う「LiveCampus（総合ポータルシステム）」を導入しています。また、LiveCampus では、各種システム・証明書自動発行機と連携しています。各システムでは、以下のことができます。

- ① 教務システム：学籍データ登録・修正、履修登録、成績通知・確認、時間割の確認など
- ② 就職システム：就職志願先登録、進路確定報告、就職試験報告
- ③ 学納金システム：授業料の納入状況
- ④ 生活支援システム：入学料免除、授業料免除の結果

入学後は、教務システムの学籍データを登録してください。連絡先（携帯電話等）、メールアドレス、住所、保護者の情報を必ず入力してください。登録がない場合には、重要な連絡事項が届かない、緊急呼び出しができない、学生の安否確認ができない、証明書等が発行できないなど、学生生活を送るうえで不都合が生じることがあります。また、登録した学籍データに変更があった場合には、その都度、登録内容を修正してください。

※ パスワードを忘れた場合は、情報基盤センター1階事務室へご相談ください。

※ LiveCampus についての問い合わせ先は、教務課教務情報係になります。

5 証明書自動発行機

学生自身が証明書自動発行機を操作することで証明書等の交付を受けることができます。利用の際は、情報基盤センターのIDとパスワードが必要になります。

(1) 発行証明書等

- ① JR旅客運賃割引証（学割証）
- ② 通学定期乗車券購入用証明書（JR）
- ③ 在学証明書
- ④ 成績証明書
- ⑤ 卒業見込証明書
- ⑥ 修了見込証明書
- ⑦ 教員免許状取得見込証明書
- ⑧ 健康診断証明書

(2) 設置場所

S棟2階（教務課前）

(3) 運用時間

8：30～20：30

※ 日曜日、祝日、振替休日及び大学の行事等により各施設へ入棟できない場合は利用できません。

※ 自動発行機のメンテナンス等で利用できない場合及び運用時間に変更がある場合は掲示により周知します。

※ 夜間窓口閉鎖期間（授業期間外）の夜間におけるトラブル等の対応は翌日になります。

(4) その他

利用にあたっては、自動発行機脇に設けられている掲示板により注意事項を確認してください。また、パスワードの管理は学生各自が責任を持って行ってください。

6 学生への連絡方法等

(1) 学生への連絡方法

学生に周知を要する事項は、担当窓口専用掲示板を通じて行います。教務事項は、LiveCampus（Web）でも閲覧できます。大学では、学生一人ひとりが必ず掲示を見ていることを前提としており、掲示の見落としや誤読は学生自身の責任となるので、毎日一回は必ず自分の目で掲示物を確認する習慣をつけてください。

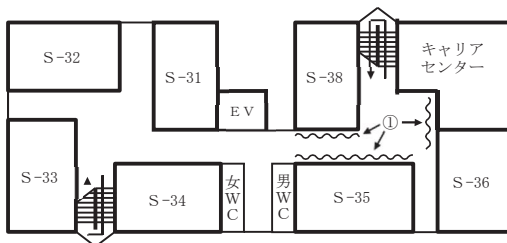
また、特に重要なお知らせについては、LiveCampusに登録されたアドレスにメールで送信することもあります。

大学の担当窓口専用掲示板は、共通講義棟内に設置されています。

なお、保健管理センター専用掲示板は、本部管理棟入試課玄関付近にもあります。

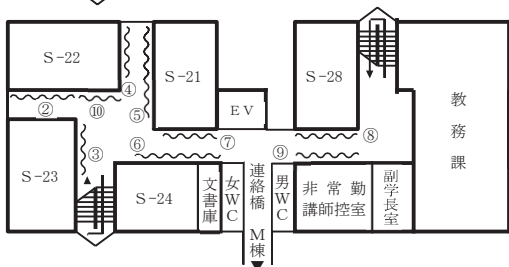
〈掲示板配置図〉

S棟 3 F



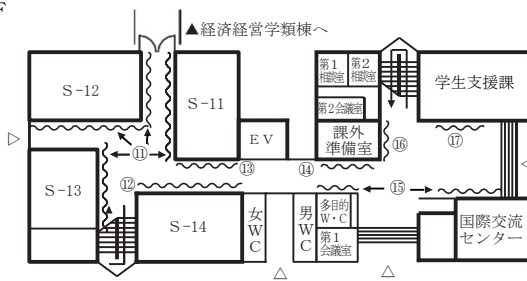
①就職関係掲示板

S棟 2 F



- ②行政政策学類掲示板
- ③基盤教育、現代教養コース掲示板
- ④人間発達文化学類掲示板
- ⑤経済経営学類掲示板
- ⑥経済経営学類ゼミ生掲示板
- ⑦共生システム理工学類掲示板
- ⑧食農学類掲示板
- ⑨学生レポートボックス
- ⑩行政政策学類夜間主掲示板

S棟 1 F



- ⑪就職関係掲示板
- ⑫学生自治会等掲示板
- ⑬学生用掲示板
- ⑭学生支援課、保健管理センター掲示板
- ⑮国際交流センター掲示板
- ⑯保健管理センター、ボランティア関係掲示板
- ⑰学生支援課掲示板

(2) 緊急時の連絡方法について

緊急時には LiveCampus の一斉メール配信等による安否確認を行います。登録メールアドレスや迷惑メール設定などを確認しておくようにしてください。

(3) 郵便物の取扱い

学生個人あての郵便物は、大学として取り次ぎをしないので、送付先として大学の住所を使用しないでください。寮生の場合は、寮名及び居室番号を明記してください。

サークル等学生団体あての郵便物については、学生支援課内のサークルボックスに入れておくので、サークルの担当者は定期的に確認してください。

(4) 電話による問い合わせ等の取扱い

電話による問い合わせ・届出（行事予定、休講、試験、身上異動等）は、間違いを生じやすく、また事務上の支障ともなるので一切応じられません。掲示されたものについて不明な点などは、直接担当窓口で問い合わせてください。

外部からの電話による学生の呼び出しには、原則として応じられないので、家族・友人等関係者にはその旨を周知しておいてください。

7 各学類アドバイザー教員制度等

本学では、ゼミやクラスを通じて学生相互のコミュニケーションを図るとともに、教職員と学生の日常的な結びつきを重視してゼミ指導教員等が学生の相談に応じています。なお、詳細は、各学類の学修案内を参照してください。

8 学生総合相談室

(1) 相談室の開設及び目的

大学生という時期は、大人への過渡期であり、悩み、迷いながら少しずつ大人の自分を作っていく時期です。そこでは多くの悩み・つまずきが存在します。

学生総合相談室は、学生が抱える問題・悩みなどへの支援体制を一本化し、迅速に解決することを目的として、平成 10 年(1988)年 7 月に大学会館 2 階に開設されました。

相談への対応は、カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）及び本学職員が担当し、開設以来、多くの学生が様々な問題・悩みをもって相談室を訪れています。

悩んでいる人の中には、「話しても何にもならないし…」と一人で思い詰めてしまう人も多いかもしれません。でも、自分の気持ちを整理し、どこでつまずいているのかを明らかにするだけでも解決の糸口になることもあります。

一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

(2) 相談室の開室

月間の開室日程表が、相談室、学生支援課、保健管理センター、教務課に掲示してあります。

※ 注 意

- 1 原則として、土日祝日を除く毎日 13 時 30 分～17 時（木曜日のみ 18 時）まで開室しておりますが、夏季・春季休業期間中の一部及び大学行事などで閉室することもありますので、詳細は相談室掲示板等の月間開室日程表をご覧ください。開室日程表は、ホームページにも記されています。

[URL] https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/c_support-01.html

- 2 開室日以外の予約等の連絡は、学生支援課（相談室担当者）で受け付けます。
- 3 土日祝日、及び長期休業期間は、返信に時間をいただくことがあります。

(3) 相談受付内容

受け付ける内容は、基本的に「なんでも」です。例示すると以下のとおりになります。

① 学生生活全般に関する問題

- (ア) 人間関係（友人、ゼミ、研究室、サークル等）
- (イ) 修学問題
- (ウ) 性格
- (エ) 就職問題
- (オ) 生活問題

② メンタルヘルス・体調に関する問題

- ③ セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに関する問題
（「福島大学学生のためのセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」、「福島大学学生のためのアカデミック・ハラスメント防止に関する指針」を参照）

(4) 相談するには

基本的には、個人面談でおこないます。その際には、相談したい日時を予約することができます。

申込方法は、直接来室（相談室、学生支援課）、電話、ファックス、手紙、メール等で行うか、または、相談室入口付近に「相談予約申込書」がありますので、それに必要事項を記入し、相談室のドアの投入口に入れてください。その際、日程調整のための「連絡先及び連絡方法」は、必ず記入してください。

- ① 電 話 0 2 4 - 5 4 8 - 5 1 5 6（相談室）
 0 2 4 - 5 4 8 - 8 0 5 8（学生支援課）
- ② ファックス 0 2 4 - 5 4 8 - 5 1 5 7（相談室）
- ③ 手 紙 〒960-1296 福島市金谷川 1 番地
 福島大学学生総合相談室 宛
- ④ メ ー ル g-soudan@ipc.fukushima-u.ac.jp

(5) 相談内容の守秘について

相談内容などのプライバシーに関わる情報はすべて固く守られます。ただし、自他を傷つける恐れがある場合等、緊急の対応が必要な場合には、関係者に情報を提供することがありますので、ご承知おきください。

9 アクセシビリティ支援室

ホームページアドレス

<https://www.fukushima-u.ac.jp/university/know/disability.html>

(1) アクセシビリティ支援室の開設及び目的

アクセシビリティとは、「さまざまな人にとっての施設やサービスなどへのアクセスしやすさ、利用しやすさ」を意味します。

アクセシビリティ支援室は、障がいや疾患のある学生が、ない学生と同じように大学生活を送れるよう、修学上の支援（合理的配慮）を行うことを目的として平成27年4月に開設されました。

専門のスタッフが、学生一人ひとりの要望や障がいの状況に応じて必要な支援内容を協議し、学内での調整・関係部署とのコーディネートなどを行います。

(2) 支援室の開室時間は

毎週月曜日から木曜日の9時30分～17時まで（木曜日のみ18時まで）開室しております。また、土曜日は予約の方のみ面談可能です。

夏季・冬季・春季休業期間中の一部および大学行事等で開室日程を変更することもあります。

(3) 支援の対象は

心身に障がいや疾患（肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、内部疾患、精神疾患、発達障がい等）のある学生が対象です。

相談は障害者手帳・診断書の有無にかかわらず受け付けます。

修学上の配慮（合理的配慮）の提供を希望する際には、原則として上記の書類が必要になります。

(4) 支援を受けるには（合理的配慮の提供まで）

- ① 支援室カウンセラーと個人面談を行い、希望する支援内容について確認します。
- ② 担当部署の支援担当者間で検討を行います。
- ③ 支援内容が決定し、支援担当者に配慮依頼がされます。
- ④ 支援を開始します。
- ⑤ 支援開始後も定期的に面談を実施し、支援内容の評価・見直しを行います。

(5) 相談の申込方法・連絡先

相談は原則として予約制です。以下の方法で予約が可能です。

- ① 電 話 0 2 4 - 5 0 3 - 3 2 5 8
 (土曜日に予約がある方の連絡先: 0 2 4 - 5 0 3 - 3 2 5 4)
- ② メール a-shien@ipc.fukushima-u.ac.jp
- ③ 手 紙 〒960-1296 福島市金谷川1
 福島大学アクセシビリティ支援室 宛
- ④ 来 室 大学会館 2 階の学生総合相談室で受け付けています。

(6) 個人情報について

面談内容などのプライバシーに関わる情報は固く守られます。支援内容によっては学内の他部署と連携して行う場合がありますが、その内容・範囲は面談で確認をし、同意を得た上で行います。

(7) 学生サポーター募集

障がいのある学生をサポートするための学生スタッフを募集しています。

PC ノートテイク, 学習サポート, 冬期間の移動補助 (雪かき等) などの活動を行っています。活動前には講習会を開催しますので, 初心者の方でも安心してご参加ください。

サポートスタッフに希望・興味のある方は, ライブキャンパスのお知らせをご覧ください, アクセシビリティ支援室までお気軽にお問い合わせください。

(8) そ の 他

- 福島大学障がい学生修学支援に関する指針
- 福島大学アクセシビリティ支援室規程
- 福島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
<https://www.fukushima-u.ac.jp/university/know/disability.html>

10 拾得物, 紛失物及び盗難の取扱い

学内及び福島大学関連施設等で, 金品等を拾得・紛失又は盗難に遭った場合は, 速やかに学生支援課へ届け出てください。

※ 荷物の一時放置などによる本人の不注意などが, 盗難発生の原因となりやすいため, 貴重品は常に持ち歩き, 自己管理に努めてください。

11 学生の掲示物、ビラ等の取扱い

- (1) 学生の掲示は、掲示する資料を準備のうえ、事前に学生支援課にて申請を行い許可を受けたうえで、必ず学生用掲示板を使用してください。**掲示板以外の壁面や建物の出入口、ガラス面への掲示は禁止です。**

学生用掲示板の円滑で効果的な利用を図るため、掲示物には掲示日及び責任者名を明記するとともに、**掲示有効期間を経過した掲示物については、掲示責任者が速やかに撤去してください。**

また、掲示有効期間を経過した掲示物は、次に掲示板を利用しようとする学生がこれを撤去することができます。

- (2) 学生が構内でビラを配布する場合は、配布する資料を準備のうえ、事前に学生支援課にて申請を行い、許可を受けたうえで配布してください。

なお、教室等における「置きビラ」は、授業に支障が生じるので認めておりません。

- (3) 立看板を設置する場合は、事前に学生支援課にて申請を行い、許可を受けたうえで設置してください。設置の際は、①通行の妨げにならないこと、②風等による倒壊の危険のないようにすること、③環境を損なわないようにすること、④設置者の所属等を明記することの4点に留意して、しっかりとした固定措置をとるとともに、掲示有効期間経過後は、設置者の責任で速やかに撤去してください。**建物の出入口及びガラス面への設置は禁止です。**

12 通学定期乗車券購入用証明書

- (1) 通学定期乗車券購入用証明書

通学定期乗車券を購入するには「通学定期乗車券購入用証明書」が必要となりますので、以下の方法により取得してください。

① J R

LiveCampus で現住所を登録することで、証明書自動発行機（S棟2階教務課前）から取得できます。なお、取得できるのは登録した日の翌日からとなります。

② その他の交通機関

学生支援課窓口にご相談ください。

※ 通学定期乗車券は、通学以外の目的（サークル活動やアルバイト目的）では購入できません。

※ 教育実習期間に通学定期乗車券等が必要になる場合は、別途掲示に基づき、実習前に受付を行いますので、所定の期間内に手続きしてください。

(2) 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」）は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

制度の趣旨に鑑み、以下の使用目的の範囲内において 100km を超える区間を乗車する必要があると認められる場合に限り、学割証を発行しますので、計画的に使用してください。

〈使用目的〉

- ① 休暇、所用による帰省
- ② 実験・実習などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

〈割引率〉

2割（JR旅客鉄道会社線）

〈有効期間〉

発行日から3ヵ月間

〈発行場所〉

証明書自動発行機（メンテナンス等で利用できない場合は学生支援課）

通学や旅行等、上記①～⑦の使用目的以外の目的で使用することはできませんので注意してください。

※通学定期乗車券等及び学割証を不正に使用、又は他人に使用させることは違法です。こうした不正使用は、違反者が増運賃を追徴されるばかりでなく、本学学生への通学定期乗車券及び学割証の発行業務が停止されることとなりますので、福大生として規律ある行動をとり、適正に使用してください。

(3) 団体割引乗車券（JR）

8名（バスの場合：15名）以上で同じ行程と一緒に旅行する場合に割引となる乗車券です。

団体の種類には、普通団体と学生団体の2種類があり、学生団体として申込むには、学生8名（バスの場合：15名）以上と1名以上の本学の教職員に引率されて旅行する場合に限られ、大学の証明する団体旅行申込書が必要となります。また、団体旅行の運賃は、以下のように割引となります。

普通団体	{	列車	10 又は 15%引(割引率は旅行日により異なります。)	
		バス	10%引	
学生団体	{	列車	学 生	50%引
			教職員	30%引
		バス	20%引	

13 構内交通と交通事故防止

(1) 構内交通のルール

ア. 学内環境の保持と交通安全の確保，駐車場の円滑な使用を図るため，**入構・駐車許可証の交付を受けていない学生の車両による学内への乗り入れ及び駐車は禁止されています。**

イ. 入構・駐車許可証の交付を受けようとする学生は，**所定の期間内に**必要書類を添付のうえ学生支援課へ申請してください。

なお，以下の交付基準に基づいて許可証の発行をしていますが，駐車場の不足により，基準を満たしていても許可が下りるとは限りません。

※交付基準

保護者又は保証人の承諾を得，任意保険に加入し，次の各号の一に該当する者

(1) 運転免許取得後1年以上経過した者で，次の地域以外に居住している自宅通学者

① 大学から半径 2 km 以内の地域

② 福島市内で東北自動車道と阿武隈川の間の地域及び渡利地区，松川町

③ 郡山市内の藤田川以南で国道 4 号郡山バイパスと阿武隈川の間の地域

④ JR 東北本線及び福島交通飯坂線又は阿武隈急行の各駅から半径 2 km 以内の地域

(2) 身体的理由及び特別な事由のある者

(3) 夜間主コース学生で特に必要とする者

※許可学生用駐車場

許可証の交付を受けた学生の駐車場は南門駐車場になります。南門駐車場以外の駐車及び路上駐車は厳禁です。違反が確認されたときは入構許可を取り消します。

駐車中は必ず交付された許可証をフロントガラスの内側に外から見えやすいように掲示してください。掲示忘れや裏面掲示等の車両は違反車両とみなし、警告の対象となります。

ウ. 構内においては、通り抜け禁止、路上駐車の厳禁、速度制限（最高速度は時速20 km）、一定時間帯の閉鎖等の諸規制が設けられているので、「福島大学構内交通に関する規程」等を参照のうえこれらを遵守してください。違反が続く場合は入構許可を取り消します。

エ. 構内で交通事故等を起こした場合は、当事者双方とも速やかに学生支援課に届け出てください。

オ. 大学周辺の一般道路や民家周辺への不法な駐車は、大学と学生に対する市民の信頼を損なうだけでなく、地域住民の生活と安全に重大な支障を生じさせることとなるので、絶対にしてはいけません。

なお、駐車禁止区域等へ駐車した者は、駐車違反となり罰せられます。

(2) 交通事故防止・対策

交通事故は、運転者のちょっとした不注意や気の緩みから発生しているものが大部分と思われますが、「自動車は歩行者をはじめとする人の命を一瞬のうちに奪い去る凶器になりうる」という自覚を持ち、常に安全運転を心掛けてください。特に、教員や公務員を志す学生にとっては、交通事故により禁固以上の刑を受けた場合、欠格条項として教員免許状を授与されなかったり採用されないこととなるので、運転に当たっては十分な注意を払ってください。

いくら注意していても事故は起こってしまうことがあります。万一、事故に遭遇した場合は、事故後の措置、処理が大切です。また、これら事故を起こさないために、「ゆとりある運転」や「思いやり、ゆずりあい」の気持ちが大切です。

交通事故に対する認識

① 対人賠償無制限の任意保険への加入の必要性

近年賠償金の金額は増加傾向にあり、万が一のときは家族や親族にも影響を与えることとなりますので、任意保険は必ず加入してください。

② 交通事故の罰則は重い

スピード違反や飲酒運転は、人命を奪う大きな事故に繋がる可能性が大了。これらの違反や事故に対しては、多額の反則金を支払わなければならないことを知っておいてください。

(3) 飲酒運転はやめよう、やめさせよう

近年、飲酒運転による事故が増加し、社会問題となっています。飲酒をしているにも関わらず、少しくらいいいだろうという甘い考えで運転をすること（又は運転者に飲酒を勧めること）は、自分自身はもちろんのこと、他人を不幸に突き落とす取り返しのつかない事態を招くことになります。周りに流されることなく、己を律するとともに、友人にも、飲酒運転は絶対にしてはいけない（させてはいけない）ということを常に心がけるようにしてください。

(4) 事故が起きたら

- ① けが人を救助して救急車を呼ぶ。(119 番)
- ② 車を安全な場所に移動するなど、危険防止の措置をとる。
- ③ 警察へ通報する。(110 番)
- ④ 事故状況の記録と相手の確認をする。
- ⑤ 保険会社（自動車任意保険）に連絡する。
- ⑥ 大学（学生支援課）へ報告する。

(5) 自転車でも加害者になることがあります

自動車やバイクと衝突した時、自転車は交通弱者、被害者と呼ばれますが、自転車の無謀な運転が事故の原因となっている場合も多く、その場合は自転車も加害者というべきでしょう。

加害者となった場合、被害者に対する損害賠償の責任を負います。数千万円の損害賠償も珍しくなくなってきました。

自転車の加害事故を補償する保険に入っていますか？

自転車の加害事故を補償する保険にはT Sマーク、個人賠償責任保険、傷害保険、共済などがありますので、検討してみてください。



※構内への入機時、および駐車中は必ず入機・駐車許可証をフロントガラスの内側に外から見えやすいように掲示すること。

14 学生の自主的学習環境（自習スペース）

1. 共通講義棟の教室は、一部を「学生自習室」として開放しています。
「学生自習室」の利用については、LiveCampus でお知らせします。
2. 情報基盤センター 1 階の 1F 演習室（101）は、授業がない時間に自習ができます。

15 授業料の納入

(1) 納入方法

- ① 授業料は、年 2 回、前期分と後期分に分けての納入となります。
- ② 授業料は、本学に届け出た金融機関の預金口座からの口座引落による納入となります。全国の金融機関からの口座引落が可能です。
- ③ 口座引落手数料 85 円 をご負担頂きます。口座引落の際に、口座引落手数料が加算された金額が引落しされます。
- ④ 学生本人または保護者名義の口座が使用できます。

※WEB 上で引落口座の登録を行うことが可能です。入学後、授業料振替口座登録期間に忘れずに手続きを行ってください。詳細は福島大学 WEB サイト学生生活案内＞入学料・授業料・奨学金＞授業料口座振替申込ページでご確認ください。

(2) 授業料の金額

	授業料年額	前期分	後期分
各学類及び大学院	535,800 円	267,900 円	267,900 円
行政政策学類夜間主 夜間主（現代教養）コース	267,900 円	133,950 円	133,950 円

※口座引落手数料 85 円を加算した金額が引落しされます。

※在学中に学生納付金の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。
改定の場合は掲示でお知らせします。

(3) 口座引落日

- ① 口座引落日は、原則、次のとおりです。引落日の前営業日までに、届け出た預金口座にご準備ください。口座引落の処理は、比較的早い時間帯に行われるため、口座引落日の当日に入金しても、間に合わないことが予想されます。

●前期分：4月27日(ただし、入学した年度は6月27日)

●後期分：10月27日

※授業料に口座引落手数料(85円)が加算された金額が引落されます。

※この日が金融機関休業日(土日・祝日など)の場合は、翌営業日になります。

- ② 口座引落日は、卒業まで変わりません。口座引落日については、掲示でお知らせします。保護者宛の通知は発送しておりませんのでご注意ください。学生の勉学に要する授業料ですので、学生自らが意識するようにしてください。

(4) 納入状況について

授業料の引落しが完了した場合は、預金通帳に以下のように記載されますのでご確認ください。

「SMBC (フクシマダ ｲﾝｷ)」、「SMBC」、「SMBC ファイナンス」「フリカエ」、「フクシマダ ｲﾝｷ 自払」等、金融機関によって印字が異なります。

※令和3年度以降入学者の授業料口座振替業務は、三井住友カード株式会社(旧 SMBC ファイナンスサービス)へ委託しています。

(5) その他

- ① 納入を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍となります(学則第26条)ので、注意してください。
- ② 経済的な事情により授業料の納入が困難な者については、授業料免除・徴収猶予制度があるので、学生支援課に相談してください。(Ⅱ 福利厚生「1 入学料・授業料・寄宿料の免除等」 P78 を参照)。
授業料免除・徴収猶予の申請をした場合は、申請の結果が出るまで口座引落は行いません。選考結果発表後、不許可・半額免除・1/3 免除・2/3 免除等になった方を対象に口座引落が行われます。詳細は、選考結果発表時の掲示をご確認ください。
- ③ その他、授業料の納入に関することについては、会計課出納係(TEL:024-548-8015)にお問い合わせください。

16 安全・安心な学生生活を送るために

学内及びその周辺で、様々な事件（痴漢・恐喝等）が起きています。学生生活を送るうえで以下のことに注意する必要があります。

(1) 被害にあわないために

- ① 暗くて人通りの少ない場所は避ける。
- ② 危険を感じたら、逃げる、大声を出す。
- ③ 不審者には関わらないようにする。
- ④ 夜間は一人で出歩かない。
- ⑤ 携帯電話・スマートフォンでの通話・音楽を聴きながら歩かない。
- ⑥ 防犯ブザーを持ち歩く。
- ⑦ 帰宅したらすぐに施錠・ドアチェーンをかける。
- ⑧ 訪問者があったときは、誰なのか確認してからドア（ドアチェーン）を開ける。

(2) もし被害にあったら

- ① 直ちに警察（110 番）に通報する。
加害者の車、バイク等のナンバー（下 1 桁だけでも手掛かりになります。）や相手の特徴（顔や体格等）を覚え、少しでも多くの情報を警察に伝える。
- ② 「学生支援課」に事件・事故報告をする。

(3) 非常時の連絡先

- ① 福島大学学生支援課
TEL：024-548-8054（土・日・祝祭日を除く 9:00～17:00）
福島大学学生総合相談室
TEL：024-548-5156（月～水・金／13:30～17:00，木／13:30～19:30）
- ② 上記以外
福島大学警務員室 TEL：024-548-8035

(4) 加害者には絶対ならないこと

- ① 痴漢・盗撮は、刑法の強制わいせつ罪（6 カ月以上 10 年以下の懲役）や、各都道府県の迷惑防止条例違反＝卑わい行為などの犯罪行為として厳しく罰せられます。
- ② 万引き、ひったくりは、窃盗罪で 10 年以下の懲役になります。
- ③ 放置してある自転車（他人の所有）を乗り回したら、占有離脱物横領罪等で 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金、窃盗は 10 年以下又は 50 万円以下の罰金若しくは科料になります。

17 反社会的カルト宗教団体や過激派団体(極左暴力集団)に要注意

(1) カルト宗教団体や過激派団体(極左暴力集団)の特徴

カルト宗教団体は、マインドコントロールなどの悪質(正体を隠しての思想統制)な手法で信者を獲得し、本人・家族や社会全体に害を与える団体です。

過激派団体(極左暴力集団)は、急進的な革命を志向した左翼政治団体で、1970年代には殺傷事件に及ぶ内部抗争や爆弾闘争などのテロリズムもあり、現在は大衆の支持を失っています。

これらの団体に一度加入すると、脱退する事は難しく、皆さんの貴重な学生生活が台無しになるばかりでなく、卒業後の進路にも影響を与える恐れがあり、大切な家族との関係も絶たれ、自身の人格的な破壊も招きかねません。

(2) 勧誘の手口

カルト宗教団体は、主に新入生をターゲットとして、最初は「宗教」「教会」等の内容を明かさずに、とてもやさしく親切に、表面上は偽サークル等を装って、ボランティア、国際交流、スポーツ、ハイキング、パーティー、ゴスペル、バイブル的書物研究などの楽しい活動や自己啓発セミナーなど役に立ちそうな学内外の活動に誘ってきます。機会を見て事務所(教会)に連れて行き、親身になって相談にのる、といった行動を繰り返し、知らず知らずのうちにマインドコントロールされてしまうのです。

また、親しい友人や、アパート等の隣人などから気さくに集会やパーティーなどに誘われたことがきっかけで、勧誘されるケースもあります。

過激派団体(極左暴力集団)は、大学内で認めていない集会やビラ配布活動を一方的に行うことがあります。集会やビラ配布活動をとおして、「アンケート」や「署名」で個人情報収集し、ピンポイントで連絡し、悩みや心配事、主義主張を巧妙に勧誘へと誘導していきます。東日本大震災以降は団体名を伏せた行動も見られるようです。

(3) 対処方法

- ① 主催者や講演者のはっきりしない集会、勉強会や講演会、ボランティアなどには参加しないでください。
- ② 名前、メールアドレス、電話番号や住所等の個人情報を安易に教えないでください。
- ③ 不審な団体と感じた時には、直ちに「NO!」と勧誘を断る強い意志を持ってください。あいまいな態度が一番事態を複雑にするので注意してください。
- ④ 「自分は勧誘されても引っこからない」と過信せず、友人や家族、教員などの誰かに相談してみてください。
- ⑤ 団体の言うことだけが正しいなどと、情報操作・情報規制を感じたらすぐ逃げてください。

- ⑥「おかしい」と疑問を感じたとき，あるいは不審な団体と感じたら，1人で悩んだり解決しようとせず，学生支援課に連絡するか，学生総合相談室に相談してください。匿名でも結構です。秘密は厳守します。

カルト団体による偽装勧誘、 過激派団体、悪徳商法等に注意！



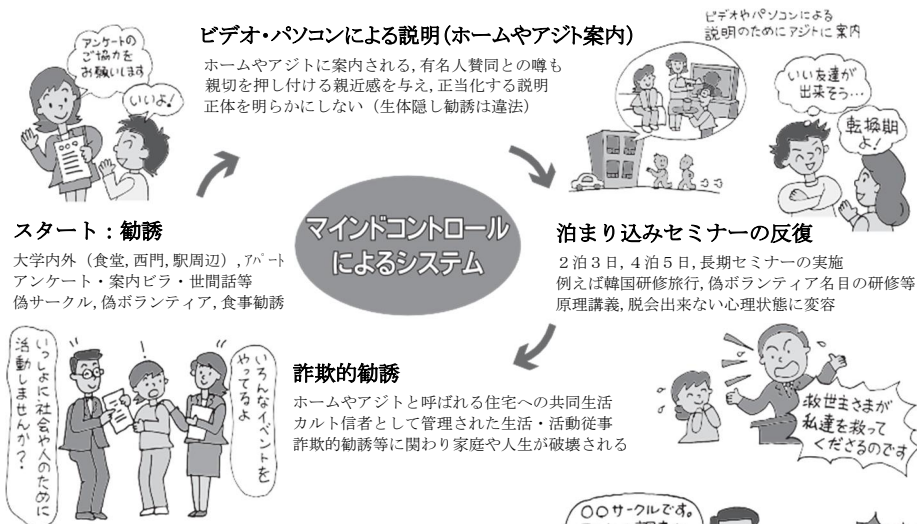
入学シーズンは、一年で最も「カルト団体」による偽装勧誘が多くなる時期です。特にダミーサークルを使った勧誘、アンケート調査などを装い、自らがカルト団体であることを隠し、自己啓発セミナーなどへの学外での活動参加を呼び掛け、団体に取り込もうとします。

ほかにも、福島大学生を装い「反政府、反社会、反原発」などの主張を揚げ、ピラ配り、署名、集会への参加を呼び掛けて組織に取り組もうとする「過激派団体」や「悪徳商法」と総称される詐欺まがいの勧誘など、新入生がトラブルに巻き込まれやすい時期ですので十分注意してください。

1. 個人情報の流出注意について

こうした「カルト団体」、「過激派団体」、「悪徳商法」等の被害に遭わないために、相手にせず、名前や電話番号、メールアドレス等の個人情報は絶対に教えないでください。

2. 「正体隠し勧誘」システムについて



3. 大学構内等で上記のような勧誘などを見かけた(被害に遭った)場合は、学生支援課に相談・情報提供をお願いします。

○福島大学学生支援課 TEL:024-548-8054



18 悪質商法・詐欺等に要注意

学生生活を送る中で、消費生活に関する様々なトラブルが思わぬところに潜んで、あなたを狙っているかもしれません。甘い勧誘や話に注意し、被害にあわないことはもちろん、自らが加害者とならないよう注意しましょう。中学校や高校時代の友人・知人といった方からの声かけにも注意が必要です。

(1) 悪徳商法等の種類

① アポイントメント商法

突然、電話やハガキなどで『あなたが選ばれました！』などといって呼び出し、いろいろ特典があると言い高額商品を売りつける。

② マルチ商法、マルチまがい商法

『商品を買う人を紹介すると、多額のマージンがもらえます！』などといって、多量の商品を売りつける。

③ 内職商法

『内職（在宅ワーク）を紹介する』と誘い、仕事のために必要だとして高い機材を売りつけたり、高い講習費用を請求したりする。

④ モニター商法

『新製品を購入してモニター契約をすると購入金額相当の収入が得られ、実質無料で新製品が手に入る』といった形で勧誘し、高価な製品の購入契約をさせた後、実際は収入が入ってこない。

⑤ キャッチセール

人通りの多い路上等で、『アンケートに答えてください！』などといって近づいて、喫茶店などに誘って高額商品を売りつける。

⑥ 送り付け商法（ネガティブ・オプション）

注文していない商品を勝手に送り付け、買ったものとみなして、代金を一方的に請求する。※代金の支払い及び商品の返送をする必要はなく、商品が送られた日から 14 日間、又は業者に引き取り請求をしたときは、その日から 7 日間を経過すれば自由に処分できる。

⑦ かたり商法

『消防署のほうから点検に来ました！』などと、官公署などから来たかのような、紛らわしい言い方と服装で、消火器等の商品を売りつける。

例：「生協のインターネット契約の支払いが今度から〇〇（某大手携帯電話会社）に変更になりました」との電話があり、信じた学生は手続きを進め、PCの遠隔操作等によりプロバイダが変更（不要な高額オプション含む）された。「生協から変更になった」というのは虚偽で、従来の生協の契約と大手携帯電話会社とで二重に契約している状態であり、解約にも違約金が発生する状況に陥った。

(当初契約した契約内容確認と、変更の場合は現契約先(生協)にも確認することが必要)

⑧ 無料体験商法(エステ等)

『脱毛無料』などといって誘い、高額、長期間の契約をさせる。

⑨ なりすまし詐欺(振り込め詐欺)

電話を通じ、親族がトラブルを起こしたと信じ込ませ、示談金などを振り込ませる。

⑩ 架空請求詐欺

なんらかのサービスの利用料金が未払いであると通告し、お金を振り込ませる。
以上は、一部の例にすぎません

(2) もしも被害にあったら!「クーリング・オフ制度について」

- ① 訪問販売や電話勧誘等で契約した商品・サービスが本当に必要かどうか、冷静に考え直すための消費者救済制度です。
- ② 購入の申し込みや契約した日を含めて8日以内(マルチ商法、内職商法、モニター商法の場合は20日以内)であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができます。
- ③ 損害賠償や違約金を支払う必要はなく、支払った現金は全額返金されます。
- ④ 商品を受け取っている場合は、その引取りに必要な費用は、業者負担になります。

(3) クーリング・オフの対象とならないもの

- ① クーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合
- ② 健康食品、化粧品及び履物等の消耗品を使用、または一部を消費した場合
- ③ 購入者がセールスマンを呼び寄せた場合
- ④ 営業所で契約した場合(アポイントメント商法やキャッチセールスで、営業所に連れて行かれ契約した場合は除く)
- ⑤ 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- ⑥ 通信販売で購入した場合
- ⑦ 車を購入する場合

(4) クーリング・オフの方法

- ① クーリング・オフの方法は、①契約解除を通知する書面(ハガキ)を作成(後々紛争が生じないための証拠になりますので、その書面のコピーを大切に保管してください。)し、②『配達記録』か『簡易書留』で販売店に送ります。なお、クレジットを利用している場合には、クレジット会社にも同様に通知してください。
- ② 書面(ハガキ)の記載例を以下に掲載します。

○年○月○日、貴社と○○の購入契約をしましたが、解除します。
つきましては、支払い済みの○○○○円を至急返金してください。
なお、商品は早急に引き取ってください。

○年○月○日

〒○○○-○○○

住所○○市○○町○-○-○

氏名 ○ ○ ○ ○

(5) 相談機関（困ったときは、近くの消費生活センターへ相談してください。）

- ① 福島県消費生活センター TEL：024-521-0999
福島県福島市中町8-2（自治会館1階）
受付時間 9：00～18：30（土日、年末年始、祝日除く）
- ② 福島市消費生活センター TEL：024-522-5999
福島県福島市本町2-6
受付時間 9：00～16：00（土日、年末年始、祝日除く）

(6) 被害にあわないための心得及び対処

- ① 悪質業者は、身分を偽ったり、販売の意図を隠している場合があります。少しでも不審に思ったことは、どんどん聞いて、相手のペースにはまらないことが大切です。不審と気付いた時又はいらない時は、直ぐに「興味が無い」ときっぱりと断ってください。断る勇氣、悪質業者には「礼儀は不要」です。
- ② 悪質業者を家の中に絶対入れないでください。いったん家に入り込んだら、何時間もしつこく勧誘するので注意してください。
- ③ 簡単に儲かる話はありません。うまい話にはウラがあります。「確実に儲かる、儲かるサイドビジネス」なんて甘い話は信じないでください。うまい話は疑ってください。
- ④ あいまいな態度をしていると、相手につけ込まれます。はっきりとした態度を示してください。それでもしつこいときは、110番してください。
- ⑤ もしも迷ったら、一人で悩まず、相談機関に相談してください。
- ⑥ 悪質業者は、口で言うことと契約書の内容が違います。契約は、慎重に行い、親及び第三者（保証人や友人等）の冷静な意見を聞いたうえで、行ってください。
簡単にサインをしないでください。
- ⑦ 契約が成立したあと、被害に気付いたら、あきらめたり、放っておいたりしないで、消費者センター又は学生支援課に相談ください。

19 ソーシャルメディア利用について

(1) ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）といったソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、ブログ、掲示板サイト、動画共有サイトなど、インターネット上において利用者が情報を発信し、コミュニケーションを形成していくメディアのことです。

(2) 利用にあたっての注意

① 法令遵守

ソーシャルメディアを利用する際には、日本国内の各種法令の遵守をしてください。また留学や外国旅行など国外においては、諸外国の法令や国際法を遵守してください。法令違反があれば刑事罰に問われることがあるほか、民事訴訟を提起されることもありますので著作権、肖像権、商標権、プライバシー権等については、安易な気持ちで侵害することがないように注意してください。

② 情報発信のリスク

オンライン上でのコミュニケーションでは、発信した情報を削除しても第三者に保存され、半永久的に公開・拡散されつづけることに留意し、不適切な情報を発信することがないように注意してください。発信した情報は将来にわたって残るため、ずっと後になっても、検索サイトで探し当てることができます。就職活動の際に面接官が Web であなたの情報を検索することもあります。Web 上での情報発信について将来の自分を困らせることがないように、よく気をつけてください。

③ 個人情報保護

情報の発信を行う場合、自宅の住所や電話番号の掲載をしないことはもちろん、本人の許可なく第三者の個人名や写真といった個人情報の掲載やプライバシーの侵害を行わないように気をつけてください。例えば匿名の発信でも行動履歴等から個人の特定につながる事例もありますので、情報の発信には十分に注意してください。またインターネットサイトの中にはあなたの個人情報を読み取ろうとするものもあります。セキュリティ対策ソフトのインストールやパスワードの定期的な更新を行うことも重要です。自身や周囲への影響を考えて個人情報保護に努めてください。



④ 正確な情報発信

意図的か否かにかかわらず虚偽や不確かな情報を発信することは、発信者のみならず、福島大学ならびに福島大学構成員の名誉と信頼を損なうことがあります。福島大学に所属する一員として伝聞や推測に基づく不確かな情報ではなく、正確な情報の発信をするよう努め、自分が掲載した内容には責任を持ってください。誤った情報を発信してしまったときは、速やかに情報の訂正をしてください。

⑤ 個人の尊重

一人ひとりの個性や多様な価値観があることを認識し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合うことを心掛けてください。福島大学の学生として品位ある態度を保ち、特定の個人や団体への誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容の発言や投稿を行わないようにしてください。



⑥ 大学の一員

ソーシャルメディアを利用し、福島大学の学生であることを明らかにしてコミュニケーション活動を行う場合、個人ではなく福島大学の学生を代表したイメージで受け取られる可能性があることを十分に自覚し、責任をもって利用してください。福島大学の名前を明らかにしていない場合でも、過去の発言等から発信者を特定できることがあります。福島大学の名誉を損なうことのないよう良識を持った情報発信を心がけてください。

(3) トラブルが起きたら

ソーシャルメディアに関するトラブルが起きた場合、下記連絡先まで相談ください。

○福島大学学生支援課

TEL : 024-548-8054

メール : gakusei@adb.fukushima-u.ac.jp

○福島大学学生総合相談室

TEL : 024-548-5156

メール : g-soudan@ipc.fukushima-u.ac.jp



20 JR在来線運休時の帰宅方法について

(1) 福島方面

① バス利用 1) (福島大学停留所－福島駅東口)

- ・「福島大学」停留所で医大・伏拝経由福島行のバスに乗車

※「福島大学」停留所は正門（警務室方面）の先、奥州街道（県道 114 号）沿いにあります。福島方面と二本松方面では場所が違います！福島方面は南側（突き当り右）、二本松方面は北側（突き当り左）になりますのでご注意ください。

◆福島駅東口まで 乗車時間：約 36 分 料金：590 円

② バス利用 2) (金谷川駅停留所－医科大学前－福島駅東口)

- ・金谷川駅前から医大行きのバスに乗車，医科大学前で乗換え，福島駅へ

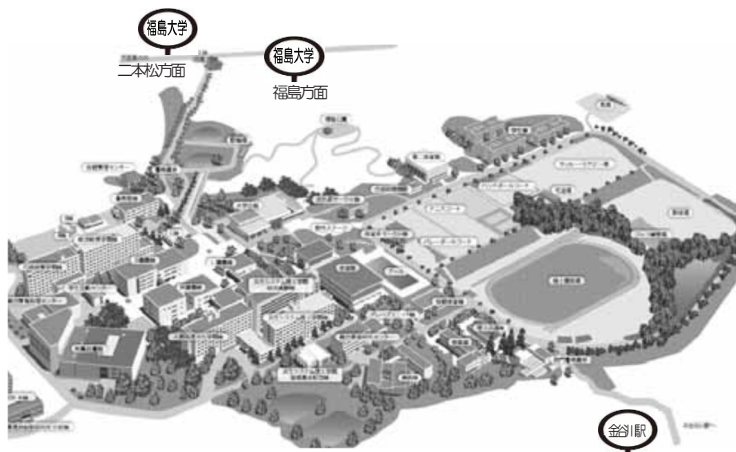
1) 金谷川駅前－（福島大学）－医科大学前

乗車時間：約 8 分 料金：290 円

2) 医科大学前－福島駅東口

乗車時間：26 分～44 分 料金：500 円

バイパス経由，伏拝経由，桜台・南福島タウン経由など多数



③ タクシー利用

- ・大学－福島駅（約 12.5km） 20 分 4,000 円前後
金谷川駅前乗車するか，タクシー会社に連絡してください。

松川観光タクシー（024-567-2155）

カネハチタクシー（024-567-3211）

※ 何人かで相乗りすれば安くなります。4人乗車だと1人当たり 1,000 円程度

④ 徒歩＋バス利用

- ・徒歩で医大まで行き、バスで福島駅東口へ行くことができます。

1) 徒歩 金谷川－医大病院前 約 2 km 25 分ぐらい

- ・奥州街道（県道 114 号）を北北西（福島方面）に約 450mに進む
次に交差点（目印は精米機）を右折、道なりに約 850m進めば到着

※ スマホの地図アプリ等を利用して、県立医科大学を目指してください。

2) 医大病院前停留所－福島駅東口 26 分～44 分 500 円

※ ②バス利用 2)と同じになります。

(2) 福島駅以北の方

○何らかの方法で福島駅に行く（「(1) 福島方面の方」を参照）

- ・新幹線、飯坂電車、阿武隈急行、路線バス、タクシーなどが利用できます。

※ 福島駅周辺にネットカフェ・漫画喫茶等はありません！

(3) 二本松方面の方

① バス利用（福島大学停留所－二本松駅）

- ・「福島大学」停留所（県道福島・安達線（旧国道 4 号））で医大経由二本松行のバスに乗車 二本松駅前まで 約 30 分 750 円

(4) 郡山方面

① 何らかの方法で福島駅に行く（「(1) 福島方面の方」を参照）

1) 新幹線利用（振替輸送）

- ・福島駅から郡山駅まで新幹線で帰ることが可能です。
定期券利用者の振替輸送については、福島駅にお問い合わせください。

2) バス利用

※ 高速バス「福島～郡山線」は令和 2 年 10 月で運行終了となりました。

「② バスで二本松駅に行く」を参照してください。

② バスで二本松駅に行く（「(3) 二本松方面の方」を参照）

- ・二本松駅－郡山駅間の一般路線はありませんので、高速バスで小野インター経由するか、タクシー利用となります。

(参考) バスロケーションシステム

福島交通のホームページからアクセス可能な、バスの発着時間が確認可能なシステムです。
(<https://www.fukushima-koutu.co.jp/route/location.html>)

21 感染症への対策

(1) 感染症への予防について

(ア) 感染症とは

ウィルスや細菌などの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状が出ることをいいます。感染症には、人から人にうつる伝染性の感染症のほかに、動物や昆虫から、あるいは傷口から感染する非伝染性の感染症も含まれています。感染してもほとんど症状が出ずに終わってしまうものもあれば、一度症状が出るとなかなか治りにくく、時には死に至るような感染症もあります。

(イ) 感染経路は

インフルエンザのように飛沫感染するものでも、咳をする時には口をおさえたりすれば、手に付着します。これが、手からドアノブ、テーブルなど部屋中のあちこちに付着し、そこを触った人の手から口へ運ばれて、感染していきます。経口感染が主な感染経路である腸管系の感染症の場合も、排便後、目に見えない病原体が手に付いて同様に広がっていきます。

(ウ) 感染症を防ぐには

「病原体が体内に進入する感染経路を断ち切る」こと、「体内に進入しても病気を起こすまでに増殖させない」ことが重要です。手洗いは菌を洗い落とすことで、経口感染の経路を断つことができます。予防接種も感染を防ぐ有効な方法です。また、バランスの良い食事、十分な休養・睡眠、適度な運動、体を清潔に保つことなど、もしも病原体を取り込んでしまっても、体内で増殖させないような健康な体をつくることも感染症を防ぐ大切なことです。

<参考 URL>

・京都府 HP 感染症を予防するために <http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/ho-kita/kan01.html>

(2) 出席停止となる感染症について

学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条において、「学校において予防すべき感染症」及び「出席停止期間の基準」が定められています。「学校において予防すべき感染症」と診断された場合には、「出席停止」となります。授業の欠席に関する手続き等は教務課へ確認してください。

(3) 海外渡航時の注意

旅行先によって行った方がよい予防接種について、また、旅行先での注意点、携帯した方がよい薬については、旅行に関する医療を専門に扱っている病院の渡航外来やトラベルクリニックに相談することも考慮しましょう。

海外旅行、特に発展途上国を旅行した後、少なくとも6か月の間は、旅行関連の感染症が生じる可能性があることを覚えておきましょう。医療機関にかかる際には、必ず海外旅行したことを告げてください。デング熱やリケッチア感染症による症状は、ほぼ帰国後3週間以内にみられますが、マラリアなどの寄生虫による感染症や、一部の細菌による感染症の症状は、数週間から数か月あるいは数年たってから生じることもあります。

<参考 URL>

- ・FORTH (厚生労働省検疫所) HP <http://www.forth.go.jp/>
- ・外務省 海外安全ホームページ「医療・健康関連情報」http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/
- ・外務省「世界の医療事情」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>

(4) 休日当番医・夜間急病診療所について

休日や夜間における急病患者に対して、応急的な診療を行います。受診の際は、診療時間を確認し、保険証、お薬手帳を持参してください。

<参考 URL>

- ・福島市 夜間・休日診療・救急医療
<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/bosai/yakan/index.html>

22 キャンパス内全面禁煙

福島大学はキャンパス内全面禁煙となっています（学寮も含む）。

また、講義棟の裏や公園等で喫煙し、ポイ捨てした吸い殻からボヤが毎年のように発生しています。大学敷地内での喫煙・ポイ捨ては火事にもつながる非常に危険な行為ですので絶対にやめましょう。

(1) たばこの健康被害について

① 喫煙による被害

- ・たばこの煙に含まれるニコチンは、麻薬にも劣らない強い依存性を持っています。たばこは依存性の高い薬物でもあるのです。
- ・喫煙によって、がん、脳卒中、動脈硬化、糖尿病、心筋梗塞、慢性肺閉塞性疾患(COPD)、不妊、うつなどのリスクが高まることがわかっています。また、禁煙することでそれらのリスクは低下します。
- ・20歳未満の喫煙は違法です。青少年期に喫煙を開始すると、成人後に喫煙を開始した場合に比べてがんや虚血性心疾患などの危険性がより高くなり、吸い始める年齢が若いほどニコチンへの依存度が高い人が多くなると言われています。

② 他者へ与える被害（受動喫煙）

- ・たばこを吸わない人が、他の人のたばこの煙を吸い込んでしまうことを受動喫煙といいます。たばこの先から出る煙（副流煙）は、喫煙者が直接口から吸い込む煙（主流煙）よりも高い濃度の有害物質が含まれています。喫煙は本人のみならず他者の健康に悪影響を与えるといえます。

(2) 禁煙のために

保健管理センターは、喫煙者の皆さんの禁煙を応援しています。「たばこをやめてみようかな…」と考えている人はぜひ一度ご相談ください。

<参考 URL>

- ・禁煙外来へようこそ。お医者さんと一緒に禁煙—すぐ禁煙.jp (ファイザー)
<http://sugu-kinen.jp/>

23 大学生の飲酒

日本人の4割は、全くお酒が飲めないか、悪酔いしやすい体質といわれています。「酔う」とは「脳が麻痺すること」で、ほろ酔い→酩酊→泥酔→昏睡と進んでいきます。脳の麻痺が進むと心肺機能に異常をきたし、死に至ることもあります。

一般に肝臓が20gのアルコール（ビールだけなら中瓶1本、日本酒だけなら1合、ワインだけならグラスに2杯）を分解するのに4～5時間かかり、睡眠中は分解速度も遅くなります。お酒が飲める体質の人でも、適量を超えるとからだに様々な障害を与えます。適量を守り、楽しくお酒とつきあいましょう。

(1) 飲酒時に気をつけること

- ・20歳未満の飲酒は違法です。「部活（サークル）の伝統だから」ということは理由になりません。
- ・一気飲みは絶対しない、させない。
- ・飲めない人にはすすめない。
- ・食べながら、ゆっくり飲む。
- ・『ほろ酔い』程度にしておく。
- ・飲酒運転は絶対にしない、させない。
- ・酔って路上にたむろしたり、騒いだりして、他人に迷惑をかけない。

(2) 酔いつぶれた人が出たら

- ・意識がない、反応しない、体温が下がっているなど様子がおかしい場合は、救急車を呼ぶ。
- ・少しでも不安があれば病院へ連れて行く。
- ・寝かせるときは横向きで、無理に吐かせない。（吐いたものがのどに詰まるのを防ぐ）
- ・絶対1人にはせず、目が覚めるまでは誰かが側で見守り、帰るときは付き添う。

24 薬物乱用について

(1) 薬物乱用とは

薬物乱用とは、遊びや面白半分で、危険な薬物を不正に使ったり、決められた目的以外に悪用することです。たとえ1回だけでも、目的からはずれて悪用すると「乱用」になり、犯罪になります。また、中毒などで心身を損なう大きな危険があることに加えて、繰り返し使用したくなる、やめることができないという「依存性」の問題もあります。

(2) 危険ドラッグ（合法ドラッグ、脱法ドラッグ、脱法ハーブ）とは

一見すると人体に無害な製品を装って、有害な薬物が「合法」や「脱法」と称して販売されていることがあります。そのような危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤の化学構造のほんの一部を変えることで、「麻薬や覚醒剤ではない」とされてきましたが、実は麻薬や覚醒剤と同様の作用をもたらす、非常に危険な成分が含まれています。「合法」という言葉に惑わされてはいけません。なお、危険な成分は順次麻薬に指定されています。

(3) 薬物依存とは

乱用される薬物には、脳を刺激して興奮させる作用や脳を鎮める作用、幻聴や幻覚を起こす作用などがあります。「1度だけ」のつもりでも、再び同じ感覚を味わいたくなり（精神依存）、薬物の効果がなくなると身体の苦痛な症状（離脱症状）が現れたりして（身体依存）、次第に繰り返し薬物に手を出してしまうことを薬物依存といいます。

薬物により、多幸感・快感等を求めることは大変危険です。たった1度の使用でも、死につながる危険もあります。さらに、不安や不満をかかえていたり、孤独を感じていたりするなど、精神的に不安定な時ほど依存性は強くなります。

(4) いつでもその気になったらやめられる？

依存性のある薬物を繰り返し使用していると、どんなに意志の強い人でも自分の力ではコントロールできない状態に陥ってしまいます。

依存症の人の多くが「自分は大丈夫！」「やめようと思えばやめられる」と考えていますが、依存症を本人が自覚することは難しく、気付かないうちに深みにはまっています。薬物の依存症をひとりで断ち切るのは至難の業です。

やめるためには、家族や友人そして専門家の手助けが必要です。

(5) まず相談を！

下記の相談窓口でも相談を受け付けています。

・ 福島県県北保健福祉事務所

T E L : 024-534-4103

- ・ 福島県精神保健福祉センター
 - ・ 福島県警察本部銃器薬物対策課
- < 参考 URL >

T E L : 024-535-3556

T E L : 024-533-9110

・ 薬物のない学生生活のために http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

25 火 災 対 応

(1) まず防災！

日頃から身の回りの防災に努めましょう。

- ① 防火扉，屋内消火栓の前及び廊下，階段に障害物を置かない。
- ② 実験室においては，燃えやすいものを熱源の近くに置かない。
- ③ 部屋・談話室等では，常に整理整頓を心掛け，万一の際，安全に避難できるようにする。
- ④ 学内で実施される消防訓練には積極的に参加し，消火器等の使用法について普段から慣れておく。
- ⑤ 福島大学はキャンパス内全面禁煙です。タバコポイ捨て言語道断！

(2) 火災が発生したら…

火災が発生したら，素早く消火活動に努め，以下の行動を心がけましょう。

(福島市消防本部 HP「火災が発生したら」参考)

① すぐ知らせる

近隣に大声で知らせる。

- ↓ 直ちに近くの事務室や研究室または警備員室などに知らせる。
- ↓ 一人で対処しようとせず，周りの協力を求めることが大切です。

落ち着いて 119 番通報する。

- ↓ 慌てると伝えたいことがうまく伝わらないことがあります。

② すぐ消す

燃え上がらないうちに素早く消火する。

- ↓ 火が天井まで届くようなら無理をせずに避難する。

③ すぐ逃げる

燃えている部屋のドアを閉めて避難する。

- ↓ 煙の拡散を防いだり，延焼阻止をするためです。

必ず階下へ逃げる。

- ↓ 煙は上方へ流れます。
- ↓ 階段，エレベーターは煙突のように煙の通り道となります。

水に濡らしたタオルやハンカチで口を押さえる。

少しでも煙を吸わないようにするためです。

26 地震発生時の初動マニュアル・原子力発電所事故対応 行動マニュアル

地震が
発生したら

- ①まず、身を守る
机の下へ身を隠す、上着・かばん等で身体を守る
- ②すばやく火の始末
使用している火を消す(ただし、無理に消しに行くことはしない)
- ③非常脱出口の確保
ドアを開ける



揺れが落ち
着いたら

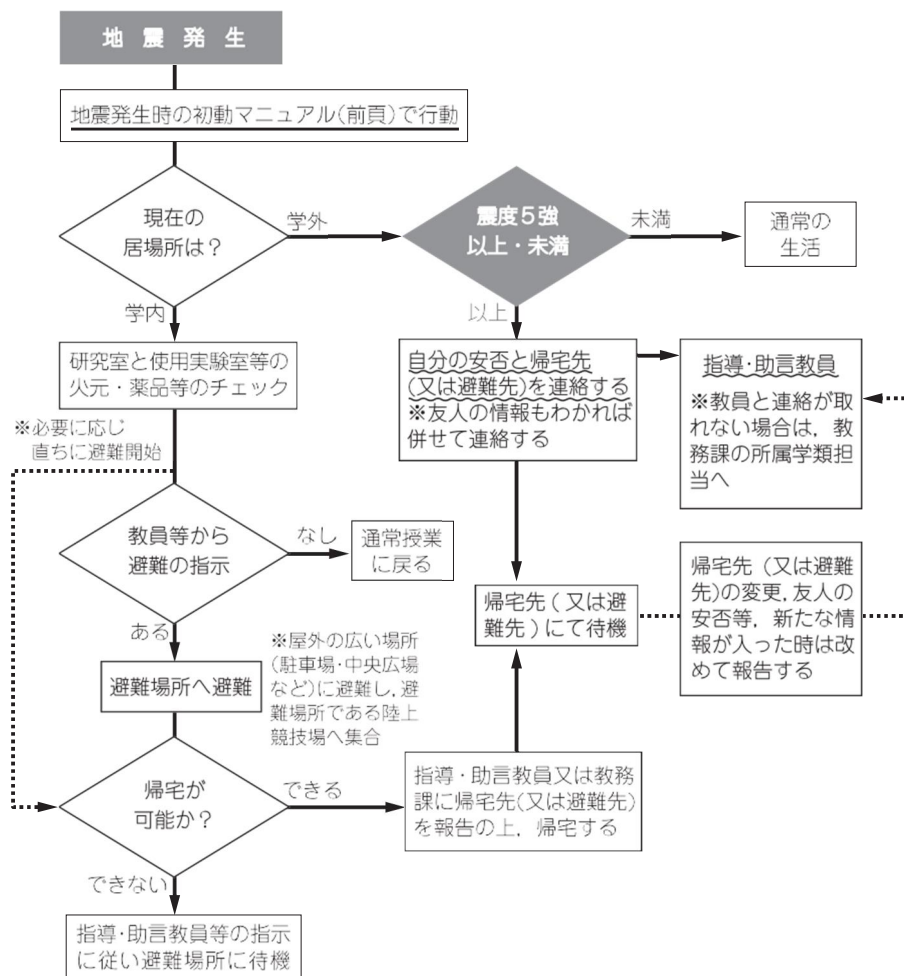
- ①火元を確認
ガスの元栓、電気器具のスイッチ、実験器具の安全装置、
火が出たら落ち着いて初期消火・通報
- ②同室員の安全を確認
倒れた書架等の下敷きになっていないかを確認、ケガ人の確認
- ③作業中の実験器具等の停止
実験器具、化学薬品等危険物の安全装置



身の回りの
安全が確認
できたら

- ①隣接する部屋で助け合う
他の部屋・教室等で倒れた書架等の下敷きになっていないかを確認
- ②余震に注意
建物の状況により、余震で崩壊する恐れがある場合は、屋外の
広い場所（駐車場・中央広場など）に避難し、避難場所である
陸上競技場へ集合

地震発生マニュアル【学生版】



「自分の安否と帰宅先(又は避難先)」の連絡先 ⇒ 指導教員・助言教員

※指導教員・助言教員と連絡がとれない場合は、教務課へ連絡をしてください。

※大学への連絡方法 → 電話をかける。電子メール。直接窓口へ行く。等

※教務課 TEL: 024-5448-8053 / メール: k-kikaku@adb.fukushima-u.ac.jp

地震発生時の対応マニュアル【学生版】

■地震発生時の対応

○地震が発生した瞬間の対応

- ・窓や棚のように、ガラスが割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。
- ・机の下などにもぐるか、バッグ・衣類などで頭を覆うなどして、ガラス、黒板、テレビモニター、蛍光灯などの落下物から身体を守る。
- ・余裕があれば、ドア付近にいる人は、ドアを開け出口を確保する。
- ・実験中など火気を使っているときは火を消す。ただし、無理に消しに行くことはしない。
- ・薬品などから離れる。
- ・広場やグラウンドなど、落下物がない場所にいる場合は、その場で座り込み揺れがおさまるのを待つ。

○揺れがおさまった後の対応

- (1) 自分自身の心構え
 - ・冷静に、落ち着いて。
 - ・建物は大丈夫か、火災はおきていないか、負傷者はいないかなどの確認をする。
 - ・火災や負傷者がいる場合は、最寄りの事務室や研究室に連絡し、自身の身が安全な範囲で、初期消火、応急手当をする。
- (2) 自分が負傷した場合の対応
 - ・大声をあげて助けを呼ぶ。
 - ・自分の存在（生存）を明らかにする。声が出なければ、何らかの手段で大きな音を出すなど、周囲の人に気づいてもらえるよう試みる。
- (3) 生存者を捜す場合の対応
 - ・大声を出して生存者に呼びかける。
 - ・発見した場合は、すぐに救助を始めるとともに大声で周囲に協力を呼びかける。
- (4) 屋内にいる場合に確認すること
 - ・室内の状況を確認。
備品が倒れ散乱していないか、薬品が漏れたり、流れ出ていないか、などを確認する。
 - ・他の教室の状況を確認
周囲の教室や部屋の状況を確認する。非常放送があった場合は、その指示に従う。
 - ・建物の状況を確認
建物が傾いていないか、壁にヒビが入ったり崩れたりしていないか、などを確認する。
 - ・火災の状況を確認
火災が起きていないか、起きていれば消火できるかどうかを判断する。

(5) 屋外へ避難する前に確認すること

- ・避難ルートの確保

大きな地震には必ず大きな余震があるので、窓・ドアを開け、避難ルートを確保する。

- ・ガス漏れ対策

二次災害を防ぐためにガスの元栓を閉める。

- ・電気火災への対策

配電盤のある研究室・実験室などはスイッチを切る。電気器具はスイッチを切り、プラグを抜く。

(6) 屋外に避難するときの行動

- ・火災が起きている場合は、避難する際には、タオルやハンカチで口を覆う。
- ・どのルートで避難すれば安全か確認する。
- ・エレベーターは使わず、階段を使用する。
- ・押し合うなど周囲の人の安全を脅かさないよう注意する。

○避難

- ・避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適している。大学ではあらかじめ「陸上競技場」を避難場所として指定しているが、地震時の状況により安全な場所に避難する。
- ・住んでいる地域の避難場所については、居住している自治体のホームページなどを見て、確認しておく。

★参考 URL：福島市危機管理室「災害が起きたら（避難マップ等）」

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/kkanri-bousai/bosai/bosaikiki/hinanjoho/600.html>

■地震発生直後の対応

○帰宅する場合は

- ・公共交通機関（ＪＲ・バス）の運行状況を確認してから帰宅を開始する。（状況によっては、避難者が駅・幹線道路に集中するのを避けるため、時間をおいてから帰宅する場合も考える。）
- ・時間帯や距離に応じては、徒歩で帰宅する。
- ・幹線道路を通る。また、複数の帰宅経路を想定しておき、安全な経路を選択する。

○大学など自宅以外では

- ・自宅が遠い場合は、帰宅を見合わせ、大学が帰宅困難者等のため開設する避難所、最寄りの自治体等が開設する避難所を利用する。
- ・地震の規模、起きた時間、交通機関の状況、自身の体調や体力により臨機応変に判断する。

- ・大学が避難所を開設した場合、構内放送などで知らせる。
- ・1日～数日程度様子をみて、交通機関などの復旧状況により、帰省するかどうか判断する。

○避難所では

- ・大学の避難所では、大学の指示に従う。備蓄物資等の運搬、避難所運営など可能なことは協力する。
- ・自治体等の避難所では、協力しあい、助けあいながら、大学生として相応しい行動をとる。

■日頃からの備え（☑を入れて確認）

○教室・研究室で準備・確認しておくこと

- ☐ 最寄りの非常口の位置はどこか。
- ☐ 最寄りの消火器の設置場所はどこか。
- ☐ いざというときに部屋から避難しやすいか。避難の障害になるものがないか。
- ☐ 一時避難場所や広域避難場所への避難経路を確認しているか。
- ☐ 自宅へ歩いて帰宅する場合の経路は決まっているか。
- ☐ 家族との連絡方法は決めているか。（災害用伝言ダイヤルも有効）

★参考 URL：NTT 東日本「災害用伝言ダイヤル(171)」

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

- ☐ 研究室の関係者の緊急連絡先はわかっているか。
- ☐ 薬品庫は収納された薬品が転倒しないようになっているか。
- ☐ 高圧ガスのボンベの転倒防止はしてあるか。
- ☐ 実験動物が逃げ出さない設備構造になっているか。

○自宅で準備・確認しておくこと

- ☐ 照明、棚、たんす、冷蔵庫、テレビなどの転倒防止はしているか。
- ☐ 広域避難場所を知っているか。避難経路を決めているか。
- ☐ 貴重品は安全な場所に保管しているか。
- ☐ 非常持出し品を準備しているか。

原子力発電所事故対応行動計画

基本計画

- ①原子力施設の状態等に基づいて、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態が国により宣言される。大学は以下によりこれらに関する情報を収集・確認する。
- ・学長ホットライン（文部科学省からの直通）
 - ・福島県原子力災害対策センター（オフサイトセンター）
 - ・テレビ、ラジオ等
- ②教職員は、キャンパス内の放射線量率を確認し、線量率に応じた必要な措置を講じる。

以下参考

- ③①で全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前の段階から PAZ では避難、UPZ では屋内退避が実施される。
- なお、国では発電用原子炉から概ね半径 5km 圏内を PAZ、概ね半径 30km 圏内で PAZ 外を UPZ としているが、福島県では 2011 年に避難指示が出された自治体の各全域を UPZ としている。
- ④屋内退避は、外気に含まれる放射性物質の吸入を避けること、および、建物による放射線遮蔽を目的としている。屋内の空間線量率は、屋外の 1/2 - 1/10 程度になる。コンクリートの建物のほうが木造より高い遮蔽効果を期待できる。
- ⑤放射性物質の放出後、国による緊急時モニタリングの結果に基づき、新たに国からの避難指示が出る可能性がある。

PAZ……原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった際、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を開始する区域のこと。

UPZ……原子力発電所で事故が発生し緊急事態となった際、屋内退避などの防護措置を行う区域のこと。

原子力発電所事故対応行動マニュアル

新たな原発 事故？

- ・ 事故発生の情報に接したら、すぐにラジオ・テレビ等により、情報を確認する。
- ・ 行政機関からの情報かどうか等確認し、デマに惑わされない。
- ・ 情報に基づき危険回避の行動を取る。
- ・ 屋内退避や避難の指示が出た場合に慌てることなく行動できる準備をする。
- ・ 詳細は県及び各 UPZ 自治体の地域防災計画（原子力災害対策編）と県の原子力災害広域避難計画を参照する。

「屋内退 避」等の指 示が出され たら

- ・ 屋内にとどまる。外出中の場合は近くの建物に退避し、情報を確認して移動する。
- ・ ドアや窓を閉める。
- ・ できるだけ換気扇・エアコン等を止め、気密性を高める。
- ・ 屋外から屋内に入ったら、必要に応じて顔や手を洗い、衣服を着替える。（着替えた衣服はポリ袋で保管）

「避難」の 勧告・指示 が出され たら

- ・ 避難する前に電気器具のスイッチを切りプラグを抜き、ブレーカーを落とし、ガスの元栓などを閉める。
- ・ 窓やドアのカギをかける。
- ・ 持ち物は最小限にし、貴重品を忘れないようにする。
- ・ マスクをし、皮膚の汚染を防ぐよう長袖を着用する。
- ・ 自治体の指示に従い、近隣の人達と助け合いながら避難する。

27 放射線ガイド

(1) はじめに

東京電力福島第一原子力発電所の事故から放出された放射性元素は、主に原発周辺及び原発から北西方向に拡散し、福島大学を取り巻く環境にも沈着しました。現在大学構内で観測される放射線は、事故当時降雨等によって地表等に付着した放射性物質に主に由来しています。福島大学ではこれまでに、除染や定期的な空間放射線量の計測等、皆さんの安全・安心の確保に努めてきました。

皆さんにも放射線問題と真剣に向き合っていただくため、放射線や被ばく等に関する基礎知識や、大学構内や日常的活動で心がけていただきたいことを以下のとおりまとめました。

(2) 放射能とは？

(ア) 「放射能」とは、“元素が有している放射線を出す能力”を指します。放射性元素は放射壊変によって別の元素になります。このとき放射線を出します。1秒間に放射性物質が壊変する数が放射能の計量で用いられ、単位は「ベクレル(Bq)」です。

(イ) 放射性物質は安定的な物質に変化するので、放射能は時間が経つとともに減少します。

(ウ) 例えば、ヨウ素 131 は放射能が半分になる時間（“半減期”と言います）が約 8 日で、3 ヶ月後には約 1000 分の 1 に減少します。セシウム 137 の半減期は約 30 年で、30 年経過して半分に減少します。

(3) 生活環境の放射線

(ア) 食物や大気には、もともと天然由来の放射性物質（カリウム 40 やラドンなど）が含まれ、私たちはそれら放射性物質からの放射線を受けています。その他にも、宇宙や大地からも日常的に放射線を受けています。これらを“自然放射線”と呼びます。

(イ) 日常生活以外でも医療でレントゲン写真を撮影したり、飛行機に乗って高い高度で過ごすことでも、いつもより高い放射線を受けます。これまであまり意識されて来なかっただけで、放射線は、普通の生活の中にもあります。

(ウ) “放射線から身を守る”という立場で、必要のない放射線をできるだけ受けないようにすることは大切です。しかし、生活に支障をきたすような過剰な対策は、ストレスを産み出したりすることにもつながります。何事もバランスが大事です。

(4) 放射線、放射能は感染しません。

(ア) 私たちが放射線を受けたからといって、ウィルスのように感染するわけではありません。

(イ) 放射線に被ばくしても、放射線そのものが体内に留まったりすることはありませんし、周りの人に移ることはありません。ただ、例えば未除染の土壌による汚れとして放射性物質が移動することはありません。これが衣服などに付着した場合は、洗浄などによって除去・低減することができます。

(5) 放射線と「被ばく」の基礎

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質のうち、現在はセシウム 134 とセシウム 137 が、事故以前と比較した放射線量上昇の原因です。

(ア) 放射線を受けることを“被ばく”と呼びます。被ばくには、「外部被ばく」と「内部被ばく」があります。

(イ) 「外部被ばく」は、私たちの身体が周りの環境にある放射性物質から放射線を受けることで起こります。放射性物質を除去すればその影響を低減させることができます。2011 年の事故によって上昇した放射性物質は、除染により取り除き、被ばくを低減化しています。

(ウ) 外部被ばく量は、野外に 24 時間いるときと比較して、木造家屋内にいる場合には 4 割程度に下がります。コンクリート造りの校舎の場合は 1 割程度に下がります。

(エ) 「内部被ばく」は、食物摂取や吸入等私たちが放射性物質を体内に取り込んでしまうことで起こります。

(オ) IAEA（国際原子力機関）などの試算によると、飲食物の摂取や大気の吸入による内部被ばくは外部被ばくの数%以内とされています。

(カ) 飲料水や食物の摂取を通じて放射性物質は体内に取り込まれますが、水道水や市場に流通する食品については、国の安全基準に照らし、検査等により安全の確保が図られています。食品の検査結果は(9)アに挙げた「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」を参考にすると良いでしょう。

(6) 放射性物質の性質

	ヨウ素 I-131	セシウム Cs-134	セシウム Cs-137	ストロンチウム Sr-90
出 す 放 射 線 の 種 類	ベータ(β), ガンマ(γ)	ベータ(β), ガンマ(γ)	ベータ(β), ガンマ(γ)	ベータ(β)
物理的に放射能が半分になる期間	約 8 日	約 2 年	約 30 年	約 30 年
体中の放射能が半分になる期間	約 7 日	約 80 日	約 100 日	約 20 年
蓄 積 す る 器 官 ・ 組 織	甲状腺	全身	全身	骨

(7) 放射線の透過力

(ア) 放射線は物で遮ることができます。α線は紙1枚で、β線はアルミニウム数ミリで止まります。γ線は5cmの厚みの鉛を通過するうちに99%が止まります。同様にコンクリートは30cm、土は40cm、水は55cm、空気は460mほどで99%止まります。

(イ) 細胞に対する影響は、α線 > β線 > γ線 と小さくなります。

(8) 線量の低減法

(ア) 放射線防護の原則 < 離れる・遮る・時間を短く >

- ・線量の高い地域では放射性物質が溜まりやすい場所を知る。(雨水のたまりやすい場所、砂場、側溝、雨どい等)
- ・その場所の近くに長時間とどまらない。
- ・その場所から距離をとる。

(イ) 体内への取り込みを防ぐ

- ・市場流通品は十分な検査が行われているので問題はないが、基準値を超える可能性のある食べ物を食べない。(汚染が不明の山菜、野生のキノコなどを控える。)
- ・放射性物質の放出の情報に気をつける。

(ウ) 野菜の放射性物質

- ・洗う：土壌を除く。
- ・調理・加工：放射性物質が10%～15%に減少する。あく抜きの煮汁は捨てる。

(9) 大学や生活圏内の放射線量等の情報

(ア) 構内や身近な場所の放射線量と農林水産物に含まれる放射能

- ・福島大学「福島大学キャンパス内及び附属学校園の放射線計測データ」
<http://www.fukushima-u.ac.jp/guidance/top/fukudai-housyasen.html>
- ・原子力規制委員会「放射線モニタリング情報」
<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>
- ・福島県「福島県放射能測定マップ」
<http://fukushima-radioactivity.jp/pc/>
- ・福島市「東日本大震災関連情報」
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/bosai/bosaikiki/shinsai/>
- ・環境省「環境再生プラザ：なすびのギモン」
<http://josen.env.go.jp/nasubinogimon/>
- ・福島県「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」
<https://www.new-fukushima.jp/>

(イ) 専門機関では放射線に関する情報を得ることができます。

- ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST) 量子医学・医療部門
<https://www.nirs.qst.go.jp/index.shtml>
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 <https://www.jaea.go.jp/>

(10) 放射線について相談する。

困ったことや悩み事があるときは「学生総合相談室」へ、心身の病気のことなら「保健管理センター」へ気軽に相談しましょう。

28 ハラスメント等の防止と対策

福島大学では、ハラスメント及び性暴力等（以下「ハラスメント等」という。）に関する問題が発生した場合に迅速に対応を図り、構成員が安心して就労・修学できる環境を取り戻すための規程（「福島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規程」（以下「防止規程」という。）」や防止規程に基づくガイドライン（「福島大学ハラスメント・ゼロ対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）」を策定しています。

防止規程やガイドラインの詳細は、大学のホームページより確認することができます。

<URL>

<https://www.fukushima-u.ac.jp/university/efforts/harassment.html>

ハラスメント等は、立場が弱い人だけが被害に遭うとは限りません。また、被害者は、不快であると意思表示が出来ない場合も少なくありません。どのような人も、自分には関係がないものと思わずに関心を持ち、相手の立場を考え、被害を受けた人を援助する気持ちをもつことが、ハラスメント等防止の第一歩となります。

(1) ハラスメント等の定義

① セクシュアル・ハラスメント

職員及び学生等が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動を行うこと。また、関係者が職員及び学生等を不快にさせる性的な言動を行うこと（防止規程第2条第3項第一号）

⇒セクシュアル・ハラスメントには様々な形態があります。

1. 相手が望まない性的な誘いかけ、性的行為の強制をすること
2. 相手に対して優越的な地位を利用し性的な要求や誘いなどを行い、その服従又は拒否を理由として、就労・修学上の利益又は不利益を与えること。就労・

修学上の利益又は不利益を条件として、性的誘いかけを行ったり性的に好意的な態度をとるように要求すること。(対価型セクシュアル・ハラスメント)

3. 性的な言動、図面・文書の提示・掲示等により、就労・修学上不快の念を抱かせるような環境を醸成する、また、職員及び学生等の人格や個人としての尊厳を傷つけること。(環境型セクシュアル・ハラスメント)
4. 本学の構成員を性別によって差別しようとする意識などに基づく行為を行うこと。(ジェンダー・ハラスメント)
5. 性的指向 (Sexual Orientation) 若しくは性自認 (Gender Identity) に関する偏見に基づく行為を行うこと。(SOGI (性的指向・性自認) に基づくハラスメント)

② パワー・ハラスメント

職員及び学生等が優越的な関係を背景とした、就労及び修学上必要かつ相当な範囲を超えた人格と尊厳を侵害する言動を行い、他の職員及び学生等の就労及び修学を害すること。(防止規程第2条第3項第二号)

⇒パワー・ハラスメントは、職場や学校、サークル活動、部活動などで、就労上及び修学上の地位又は人間関係などの優越的な立場を利用して行われることが特徴で、「優越的な関係」とは、一方が他方に対して抵抗したり拒絶したりすることができないと考えられるような関係が想定されます。一般的には上司から部下、教員から学生等などの上下の関係が想定されますが、例えば部下であっても知識や経験が上司よりも豊富な場合であれば、その部下が上司に対して優越的な立場となりえますし、集団の力を利用するなどの人間関係の優位性も、優越的な立場に含まれます。

このうち、教育・研究上の地位関係を利用した大学特有のパワー・ハラスメントを、「アカデミック・ハラスメント」といいます。

③ 妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメント

イ 職員が他の職員に対して妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関する制度又は措置の利用を阻害する言動並びに妊娠、出産等に関する嫌がらせ等により就業環境を害すること(業務分担や安全配慮等の観点から客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動を除く。)

ロ 職員が学生に対して又は学生が他の学生に対して妊娠、出産等に関する嫌がらせ等により修学環境を害すること。

⇒妊娠、出産、育児休業及び介護休業等に関するハラスメントには、2種類の形態があります。

1. 育児休業や介護休業等の制度の利用を理由として、解雇や不利益扱いを示唆したり、制度を利用することを阻害する言動を行う、嫌がらせを行うこと。(制度利用への嫌がらせ型)
2. 妊娠・出産や介護を理由に解雇その他不利益扱いを示唆したり、嫌がらせを行う、非難をする、正当な理由なく本来の業務や研究から外すこと。(状態への嫌がらせ型)

④ その他のハラスメント

上記①から③に掲げる言動に類するもの。(防止規程第2条第3項第四号)

⇒上記のハラスメントにはあたらないものの、一定の就労・修学上の関係にある大学の構成員が不適切な言動を行い、これによって相手が精神的な面を含めて、学業や業務遂行に関連して一定の不利益・損害を被る、又は学業や職務に関連して一定の支障が生じること、もしくはそのようなおそれがあることを言います。

⑤ 性暴力等

1. 職員及び学生等が他の職員及び学生等に対して「刑法」(明治40年法律第45号)に定める同意のない性的な行為を行うこと。
2. 職員及び学生等が他の職員及び学生等に対して「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)第2条第3項各号において「児童生徒性暴力等」として定められる行為と同等の行為を行うこと。

⑥ ハラスメント等に起因する問題

1. ハラスメント等のため職員の就労上又は学生の修学上の環境が害されること。
2. ハラスメント等への対応に起因して職員が就労上の又は学生が修学上の不利益を受けること。

(2) ハラスメント等を受けたと感じたときは

① 言葉や態度で「不快である」ことを伝える。

可能な場合は、あなた自身が「不快である」ことを相手に伝えてみましょう。でも、もし言えなくても、あなたが悪い訳ではありません。

② 記録する。

いつ、どこで、誰から、どのようなことをされた(言われた)かについて、出来るだけ具体的に記録しておきましょう。また、その現場に他の人がいたら、ハラスメント等の被害の証人になってもらえるかもしれないので、他に誰がいたかなどの情報も重要です。

③ 身近な人に相談する。

1人で悩んでいるだけでは解決が遅くなる、ハラスメント等の行為がエスカレートするなどの危険性もあります。信頼できる友人、先輩、先生などに相談しましょう。周りの助けによって解決する場合もあります。

④ ハラスメント等の相談窓口相談する。

(3) ハラスメント等の相談窓口

本学では、以下2つの相談窓口を設けています。

相談しやすい窓口を利用してください。

「自分の問題がハラスメントなのかどうか、分からないので教えてほしい。」「ハラスメントで困っている状況をなんとか改善したい。」など自身のことだけではなく「友人や同僚がハラスメントで悩んでいる。」「ハラスメントと思われる言動を見聞きし、心配している。」「他の教員との関係で悩んでいる、との相談を受けた。どのように対処すべきか相談したい。」など、自身のこと以外の相談も出来ます。

① ハラスメント相談員

教員又は職員の中から任命された相談員が対応します。

相談は、原則として相談員2名による面談で行います。相談員の氏名・連絡先が記載された名簿が、Live Campus より確認できますので、相談をしやすい相談員を選び、名簿に記載されている電話番号又はメールアドレス宛に申込を行い、相談日時を設定した上で相談してください。

② 学生総合相談室

専門知識を持つ専任カウンセラーが、学生からの様々な相談を受け付けています。

開室時間：月・火・水・金 13:30～17:00 木 13:30～19:00

所在地：福島市金谷川 1 番地 大学会館 2 階

➤ 電 話 024-548-5156 (直通)

➤ F A X 024-548-5157 (直通)

➤ M a i l g-soudan@ipc.fukushima-u.ac.jp

(お返事に時間がかかる場合があります。)

➤ その他 手紙、相談室入口付近に置いてある「予約申込票」での申込も可能です。(必ず連絡先及び連絡方法を明記してください。)

➤ 相談室閉室時の連絡先 024-548-8058 (学生支援課 平日 8:30～17:15)

詳細 https://gakusei.adb.fukushima-u.ac.jp/c_support-01.html

相談員等は、相談者の受けたというハラスメントについて一緒に考え、今後取りうる解決方法を提案し、相談者自身による意思決定を手助けします。解決策は1つではありません。話を聞いてもらう、助言を受けて相談者自身で問題解決のための行動を取る、相談員等を介して部局長・指導教員・上司に協力を求める、大学に調整を依頼するなど、問題の解決、被害の防止、回避の方法は様々あります。相談員等は、相談者と共に解決策を考えます。1度の相談では結論は出ない場合がほとんどです。最善の策はどのようなものがあるのか、相談員及びカウンセラーとよく話し合ってみましょう。

(4) 相談窓口での相談だけでは問題が解決しない場合

福島大学には、ハラスメント等の防止・排除に関する対策の企画立案・実施、問題解決の対応を行う「ハラスメント・ゼロ対策室」が設置されており、相談者は、自身の努力や相談員等との相談だけでは問題が解決しない場合に、対策室に対し対応を要請することができます。

手続きを要請する場合には、前述 URL よりガイドラインを確認の上、必要な手続きを取ることであります。

29 教育研究費の不正防止対策について

昨今、教育研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっています。本学でも教育研究費の不正防止計画に基づき、教職員へのコンプライアンス教育の徹底に努めております。そのため、不正防止の観点から大学の構成員である学生の皆さんにも注意していただきたいことを以下のとおりまとめました。

(1) 不正使用の態様例（禁止事項）

① カラ謝金・給与

学生に支払う謝金やアルバイト給与について、教員が架空または実際より多く偽った勤務時間報告により、謝金や給与を支給させること。

② 謝金・給与の返還

学生に対して、実態の伴わない謝金や給与を支給し、教員がこれを返還（還流行為・キックバック）させ、研究室の運営に必要な経費等に充当すること。

③ プール金

学生に支払った謝金や給与の全額または一部を教員が還流させ、研究室や個人等で管理すること。

(2) 不正使用に係る通報窓口等について

上記のような行為を求められた場合及び事実を知った際には、出勤票兼業務実施確認書の確認を行っている部局事務担当（学類支援室など）又は教育研究費不正使用に係る通報窓口へ相談してください。

なお、本学では、通報者は「公益通報者保護規程」により守られており、通報者にいかなる不利益な取り扱いもしないこと、通報者の個人情報の保護を厳重に行うことが定められています。

教育研究費不正使用に係る通報窓口
【内部窓口】 福島大学監査室長 TEL：024-548-5193 E-mail：koueki@adb.fukushima-u.ac.jp
【外部窓口】 弁護士法人鈴木芳喜法律事務所（担当：駒田弁護士） TEL：024-533-3227 E-mail：info@suzukiyoshiki-lawoffice.com